

## さらなる取組み

裁判が終結しても、国立大学教職員が労働法上の無保護状態にあることを社会に知らせる必要があります。司法の腐敗は人事制度により広がっています。最高裁の人事が政治的に左右され、他の裁判官の人事は最高裁が決めているからです。立憲主義の回復のため、海外からの助力も考えられます。全労連国際局の発表によると、国際労働機関（ILO）「結社の自由」委員会は日本政府に対する勧告の中で、「国立大学当局の一方的賃金切下げに反対する国立大学職員組合による訴訟の結果報告を継続するよう要請する」と指摘し、こ

れが2016年6月のILO理事会で承認されました。本賃下げは国際的にも批判されるべきであり、今後は、国際機関への申立ても進めます。

すでに私は、本賃下げの原因が国から大学への違法な干渉にあることを理由に、2017年3月16日に国家賠償請求訴訟を提起し、事件は京都地裁に係属しました。大学に賃下げを行わせても、国の財源は1円も増えません。何の行政目的にも資さない単なる財産剥奪の行政指導はできません。国の要請は、行政手続法に違反しています。

## ★ おわりに

本件各判決は、労働法および行政法のこれまでの議論の蓄積を無に帰せしめるものです。公務員の賃下げと国立大学への運営費交付金減額で確保された財源が、被災地に届いていないという事実も、到底国民を納得させるものではありません。

本裁判闘争は、声を上げることの大切さを示す意味で、社会のいろいろな問題への波及効果も持ったと考えられます。これまでの応援に感謝するとともに、京大職組の運動への引き続きのお力添えをお願いいたします。



## あなたも組合に!

お申し込み

**FAX:075-751-8365**  
<http://join.kyodai-union.gr.jp>

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱をいたします。

連絡先

**京都大学職員組合 事務所**  
〒606-8317 京都市左京区吉田本町  
**TEL:075-761-8916**  
**FAX:075-751-8365**  
内線:7615(本部地区)  
Email: [office@g.kyodai-union.gr.jp](mailto:office@g.kyodai-union.gr.jp)  
URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp>

# 職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: [office@g.kyodai-union.gr.jp](mailto:office@g.kyodai-union.gr.jp)

## 京大賃金訴訟 (労働事件) の報告

原告団長 高山 佳奈子

## ★ はじめに

国家公務員給与臨時特例法による2012年4月から2年間の措置に乗じて、国が全国の国立大に賃下げを要請し、これに従って減額された賃金の支払いを求めて、京大教職員・元教職員が大学法人を提訴しました。他大学と異なるのは、期間が2012年8月から2014年3月までだったこと、看護師など医療職職員は対象から外れたこと、常勤教員の賃下げ率は教授相当が4.35%、准教授相当が2.5%、助教相当が1.0%で、事務職員にも同じく3段階の率が適用されたことです。

本件第一審は、2013年6月11日に96名の提訴で京都地裁に係属し、原告はその後115名に増えました。2015年3月2日まで9回の口頭弁論が開かれ、同年5月7日に請求棄却判決が出ました。控訴審は、2015年5月21日に控訴人110名で提起されて大阪高裁に係属し、労働者側は、西谷敏・大阪市大名誉教授、和田肇・

名大教授、矢野昌浩・龍大教授の意見書と、藤内和公・岡大教授および深谷信夫・茨城大教授の論文を提出しました。4回の口頭弁論の後、2016年7月13日に控訴棄却判決が言い渡されました。上告審では、2016年7月25日に109名による上告・上告受理申立がなされ、最高裁が2017年6月6日に決定で上告（上告受理申立）を棄却しました。

本件弁護団は、京都第一法律事務所の方々が担当し、各期日には、原告およびその他の組合員、OG・OB、全大教・他単組のメンバーが多数、傍聴に駆けつけてくれました。本裁判は敗訴の結果にはなりませんが、労働運動および社会運動として今後にも影響する一定の意義を持ち得たと考えます。



【次頁へ続く】

## 京都大学職員組合 加入申込書

ふりがな	性別	申込日	年	月	日
		生年月日			
所属部局:		部署:			
職種/職名:		(例: 教員/准教授)			
雇用形態: <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 有期雇用 <input type="checkbox"/> 時間雇用 <input type="checkbox"/> 再雇用 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
組合費: <input checked="" type="checkbox"/> 給与控除(通常はこちら) <input type="checkbox"/> 給与控除以外の徴収法を希望( )					
E-mail:		@			

本件各審級の裁判所が下した判決は、労働者の権利だけでなく国家としての日本の国際的信頼をも著しく傷つける内容です。

そもそも、今回の賃下げの口実は復興財源の確保でした。ところが、会計検査院の2013年10月の報告書は、2012年度に被災地と直接関係のない事業に振り向けられていた予算額が、復興特別会計のうち約3000億円、また復興予算で造成された基金のうち1兆円以上あったとしました。国家公務員の賃下げですら、被災地復興のためには無用でした。

また、国立大学教職員は公務員ではなく、民間労働法制の対象です。労働契約法は、合意のない労働条件の不利益変更を禁じており(9条)、例外は「就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものである」場合のみです(10条)。その証明責任は大学側にあります。

京大法人は教職員に、賃下げは復興財源の確保のためだとしか述べず、団体交渉でも、賃下げは法人の

# 判決内容の問題点



自主的な判断によるし、財源不足を理由としていました。ところが裁判では手のひらを返すように、自ら定期預金が210億円もあったとし、また財務について供述できる者を証人とすることを拒否しました。そのため、財政的余裕があり、教職員への説明が虚偽だったと判明しました。

それにもかかわらず、第一審判決は、「国による要請に起因して、被告においては給与減額支給措置を講ずるとい判断をせざるを得ない状況に至った」とし、控訴審判決は「要請に沿うような対応を採るべき必要性が生じていたことは明らかであり、実質的にこれを拒むという選択肢はなかった」としています。理由は書かれていません。賃下げをしなければどうなるのかとの問いに対し、大学側証人は「マスコミとかに風評を書かれて、世論から批判を受けるといことも想定しています」、「マスコミだけではなく、マスコミイコール周りのすべての機関とか人から」としか述べていません。

労働法のこれまでの判例は、財政的な必要性なく賃下げを強行できるなどとはしていません。これを認めることは、労働法の存在意義を否定するに等しいのです。しかし、判決

は、いかなる率でも賃下げができるとしています。京大の収入に占める運営費交付金の割合は3割程度ですから、公務員にそのままならうとしても、賃下げ率は、公務員のそれに運営費交付金依存率を掛け合わせた数値以下にしかできないはず(教授なら3%台以下)。実際にはそれを大幅に超過しました。

控訴審判決も一審と同じく、国の要請だけで賃下げができるとしました。本来、公務員についてでさえ、人事院勧告と全

## 裁判手続の問題点

民事訴訟法は、「裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができ」ず(246条)、判決「主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない」(253条2項)としています。本件各判決はこれに明確に違背し、司法の独立および憲法と法律に従った裁判を定める憲法76条3項にも反しています。

諸外国には、あからさまに法律に反する判決を出した裁判官が「枉法罪」で処罰される例もあります。「枉法罪」のない日本でも、裁判官が法律に反して事実を歪曲す

く異なる給与改定はできません。また、国が大学に賃下げを求める権限などありえません。国立大学法人教職員は、公務員の地位を剥奪された上、民間の労働者に適用される保護すらも否認されたのです。さらに、労働者には、団体交渉で嘘が告げられてもよいということです。

最高裁の上告棄却決定は、実質的な理由を付さない形式的な文言によるものでした。



れば、職権濫用罪を構成します。京大では、一・二審の6人の裁判官の誰も、国と大学法人との間のやりとりについて質問しておらず、判決は全員一致だったとわかります。しかし、職員が「風評が生じる」と思っただけで、ひとり数十万円もの財産剥奪が許されるはずがありません。筆者は、時効完成前に、公務員職権濫用罪による告訴を行います。

最高裁の上告棄却決定は、実質的な理由を付さない形式的な文言によるものでした。

